

漢文訓読語史研究における同文比較法の陥穽

松 本 光 隆

はじめに

稿者は、近時、漢文訓読語の訓読語基調（言語としてのイメージ・「らしさ」という捉え方を問題にしつつ、この訓読語基調なる概念が成立しうるのか否かの検証の為の試論を展開しているが、不安定に抽象度の高い概念設定で、内包に揺らぎがあること、外延の明確ならざること、素描の実践が不十分な事の批判を耳にする。「訓読語基調」と言う視座が立ち上げられるか否かは、まさに検証の最中であると告白せざるを得ないが、こと近代の小説の、所謂、「文体」なるものを取り上げて、誰々の文体と評されることがある。研究主体の主観的印象批評ではあるが、このことからすれば、歴史的に遡つての実際の実証的証拠があるわけではないものの、漢籍は当然、仏書訓読語の世界でも、何々の訓読語なる印象（＝認識または意識）が形作られていたと夢想して推論（＝研究における作業仮説）を立てても、これを実証的に退けることができないであろう。

漢文訓読語史研究においては、「演繹法」なるものに対する忌避が有った。端的には、仮説的理論の検証においては、仮説的理論

に縛られた研究者のパラダイムが先行して、歴史的に過去の人間の「概念的な枠組み」をあるがままに描き出せないのではないかという批判である。確かに、演繹的方法によって仮説を検証しようとする場合、言語事象の方を、仮説に引きつけて解釈する危険性を全くは、否定できないであろう。稿者は、そこが人間学の人文科学たるところで、自然科学とは大きく違ふところであると考へる。自然科学では、理論研究も、実験的実証研究も等価であると捉えている。

そもそも、歴史的研究である日本語史の研究は、帰納法的をもつて意義あるものと評価されて来た節がある。所謂、帰納法的実証研究によって導きだされて来た姿は、「事実」であったとして歴史に位置づけることが行われ、ある種の人々には、「言語」「事実」の記述的説明が最終的目的で、帰納法を持つて辿り着く先は、事実として動かぬ言語の実態である」、「言語」「事実」の措置を目指すべきが、日本語史研究のあり方である」、とする日本語史研究に対する研究的価値判断が信奉されて来た向きがある。

帰納法的証拠に基づいて論を組み立て、「言語事実」だと帰納される研究は、今まで積み重ねられ、確かに存在して、また、その

成果も意味ある研究であるには違いない。しかし、そうした帰納法的研究至上主義の陥穽なるものに対する反省が、漢文訓読語史研究において、謙虚に行われて来たかと言えば、無論今までの稿者自身にあつても、念頭にすらなく、帰納法的研究至上主義の陥穽に対する認識は微塵も持つては居なかつたように顧みる。

切り捨ててきた思考。例えば、現存の資料自体が偶然の産物なのである。偶然に遺存した資料を以て描いた日本語史は、果たして、真実であろうかとの問いは顧みられず、無意識とも言える前提で、切り捨てられている面が多かつたのではなからうか。一面の事実であつたらうとは思ふが、それが真実の総てであらう筈のないことは、さほど思索を巡らすことは無くとも至る結論である。ただ多くは、帰納法的に反論する証拠が、偶然にも残されなかつた、とする事態を想定することに稿者自身も横着であつたのかも知れない。

帰納法、アブダクション、演繹法と呼ばれる三種の思索の道筋があると思われるが、実は、これらは、研究を歩み出す時の歩み出し方の問題であると稿者は認識している。帰納法的に足を踏み出すか、演繹法的に足を踏み出すかの違いであつて、対象がある一コーパスであつてもよいが、諸事象に従つた帰納的判断を導き出すことから始めるか、仮説的言語理論の実証を演繹的に行い始めるかの違いであつて、一研究（論文一篇ほどの規模を想定する）の展開には、右の三種が同時に含まれていると考える。帰納法からの歩み出しを考へれば、言語現象の記述的研究、「言語」事実の指定を目指すべき云々」等である段階は、帰納法的に行われるものであらう。この帰納の結果に従つて、謂わば、経験則的に記述された言語現象の底

流がなにであるのかを導きだそうとする場合は、アブダクション（＝実態の多様性から規則性を導きだそうとする「思いつき」）として原理原則が求められる必要がある。試行を繰り返して、そこから、法則性が組み立てられれば、その法則性を用いて、演繹的に同一コーパスに返しての実証的点検などが行なわれると考えられる。但し、これらは、規模の大小は有らうが、三種の方法は、一研究において常に螺旋的に、あるいは、間断なく展開して、思索が深められている筈で、共存していると認めるべきであらう。演繹的に踏み出しても同様に、三種の思索は、言語現象との間で、螺旋的に間断なく深められて行く筈である。また、一研究には、歩み出す大前提と言つても良い部分で、必ずアブダクションが存在する。右の一研究は、研究者の連続的な思考活動の一部である。先行する思索や、試験、経験によつて立てられる「思いつき」から発する。一研究者の研究は、研究史に裏打ちされたものであらうから、研究者の個体史としての研究の初発においてさえ、複数の研究者の思考過程の結果に学んだアブダクションが存するはずである。

本稿は、いままでの雑文と同様に、試論の域を出ないと自覚するもので、あるいは、気付き程度を出ない、批評の対象にもならぬ文章であるかも知れない。従来、漢文訓読語史の方法論としてその説得力が認められ、広く援用されようとして来た同一の書物の複数の訓点を比較して、その差から「訓読語基調」、即ち、訓読語の特徴的イメージを導きだそうとして来た、訓読文の同文比較法に対する方法的問題点を取り上げて、大方の批判を、特に、新進の研究者からの批判を仰ぐために以下に文章化してみることにする。

一、帰納法的研究神話について

日本語史研究の評価の一つの尺度に、「実証性の高さ」なるものがあると思われる。実際の証拠を掲げての言語事実なるものの、客観的記述の完成度の高さに関する批評的価値判断である。

いま問いたいのは、漢文訓読語史研究における、こうした帰納的実証研究と言われるものの、客観性なるものである。日本語史が人文科学の枠組みの中に存する限り、学問的探求の方向は、人間の内側に向かう。日本語史の研究が、歴史的研究である以上、研究は歴史的に存在した人間の内側に向かうものであろう。が、そうした歴史的人間の内側に向かう探求が、普遍的な“人間の真実”を捉え得るものならば、外界からの観察者である研究者たるものの、その内側の真実も描くはずである。それは、研究主体として日本語史の姿に関わろうとする、稿者自身の内的な問題でもある。稿者が、漢文訓読語史研究に主体的、積極的に関わろうとする理由は、実はここにある。

他の人文科学と同様、日本語史研究においても、客観性を保持した実証研究のために、方法論の深化が求められてきた。確かに客観性がある程度保証された研究が目論まれ、その客観性を目指しての方法が展開されて来たものと評価できよう。しかし、その目指される客観性なるものは、完全に果たされうるのかと言えば、極めて頼りないものであると言わざるを得ない。

次の文章は、反定立でもなんでもないが、帰納法的研究の本質は、即、主観的、観念的、また、独我的研究である。日本語史研究者は、

深くこのことを自覚する必要があるのではなからうか。

この常識に属するともみえる認識の構図を、ともすれば、見失って来たのがこれまでの漢文訓読語史研究の歩みでもあったように反省する。

贅言になることを許して戴き、少し具体的、比喩的に記すことにする。帰納的実証研究の目論む客観性は、その方法が徹底できない壁があると言う事である。ある言語的な真実に迫るべく、そのペールを客観的方法を以て一枚一枚剥ぎ取るとする。このペールの剥ぎ取りでさえ、いくら客観的方法を駆使して核心に迫ろうとしても、人文科学においては結局、「澱」のような揺らぎが残らざるを得ない。例えば、漢文訓読語研究の世界を例にとるが、ある資料を解析する場合、ヲコト点を手懸かりに言語資料としての定位を目指す時には、具体的な音節音節に置き換える作業に、研究者の推定、解釈の入り込む余地——と言うより、事実がある。これが即、研究者の主観的解釈である。仮名表記の語については、ヲコト点よりも蓋然性の高い形で音節に置き換えることが出来る。即ち、ヲコト点よりは、相対的に確度の高い蓋然性に拠って語形レベルまでを再現することが可能である。しかし、この可能性は、一字一字の片仮名の字形に対する研究者の経験的解釈に基づいている訳で、従来この点に無意識的であったと気付くべきであろう。相対的にはヲコト点による言語の再現よりも片仮名による言語の再現が、蓋然性は高いとしても、観察者である研究者の認識—解釈—が介在する限り、「澱」のような主観性は排除できない。

ただ、人文科学の場合、この「澱」は、観察者である研究者の個

性と置き換えることが出来よう。今更、ここに説くべき必要はないかも知れないが、人文科学の場合、この個性をもつて、人間の普遍的な個性に―普遍的個性というのが、パラドックスであると言われるのなら、人間存在の本質に迫る手懸かりに他ならないと位置づけられるように考えられはしまいか。多様な個性と言うものの漠然とした拡がりをも、客観的手法によって追い詰めた後に残るその「澱」は、己を脱して、人間の本质に迫るものと考えて、そこに人文科学の、人文科学の―人間学が存在理由があるろうと思われる。人間学において、最終的に客観的方法では排除できない「主観性」の存在こそが、実は、人間学の、究極的、最深部の拠り所、人間の本质に迫るカギでもあるのではなからうか。果たして、日本語史研究における漢文訓読語史研究が、真実・真理に迫った研究であるかどうかの評価は、実は、最終的には、哲学的思惟に委ねざるを得ないことに気づかされるのである。

帰納的実証的研究なるものが観念的であるというのは、歴史的日本語（あるいは、現代語においてさえ）での純粹共時論は成立し得ないというのが理由であるし、純粹通時論も成立し得ないという理由からである。即ち、残存資料が偶然であるという逃れがたい事実があるからである。歴史的日本語研究の共時態の設定という、そのことがある種、重大な矛盾である。共時態は、時間的幅を持たないはずであつて、何年かの時間的開きまでを同一共時態と設定する、そのこと自体が、実は、共時研究として矛盾を内包する。何年までが良いとか言つた主観的程度差の問題でないことは当然であつて、現実の資料の残存状況においてそうした仮設をせねば、共

時的研究なるものが出来ないという現実主義的反論もあるが、それに対しては、先に述べた如く、現存資料そのものが偶然性に支えられている以上は、本質論として、純粹な共時論はあり得ないと自覚すべきであらう。

他に採るべき道はなからうから、現実主義にしたがつて、今までの共時論を否定し去る訳ではない。しかし、平安時代和文資料の校訂本なるものが観念的存在であると自覚するのと同等に、資料の偏在する歴史的な共時的な研究が、観念によつて補われ、成り立つてきた観念的共時論であつたことを自覚すべきであると言いたいのである。

通時的研究においても同様である。連続した時間を埋め尽くすべき資料の分布は、当然ながら期待できない。先の共時論と同様、何年の開き以上は通時論的資料として位置づけ、通時論として許されるとか言う主観的程度の問題では当然無い。即ち、今更敢えて説くことも無からうが、共時論にせよ、通時論にせよ、残存資料の現状を元に、突き詰めたところにあるのは、欠落をもつた現存資料の分布しかないと言う現実を、素直に認めるところから出発すべきであると主張したのである。この乗り越えがたい資料的欠落は、今まで、日本語の歴史研究においてどのように扱われてきたかと言えば、共時的な不足や通時的な欠落を、観念的推論によつて、空白部を埋めてきたのではなからうか。漢文訓読語史研究における帰納法的研究なるものが観念論であると言つるのは、この点を指した評価である。

また、帰納法的実証研究至上主義者にとつては、確たる実証的証拠が存在しない、つまり、個たる研究者が存在を認識出来ないから

存在しないと言う観念論——独我的世界観——も当然存在する。例えば、親本の訓点を移す「移点」と言う言語的営為の問題に例をとれば、平安後半期十一世紀になって「移点」なる用語が奥書に現れ、それ以前の使用例は未だ発見されていない。「移点」と言うことは「移点と言う営為が、存在した可能性と、存在しなかった可能性とは等価である」と見なければならぬ。

このことは、自然科学においても同様で、古典物理学においても、観察者が居り、データの解析をする研究者の認識が存在することが

問題となる。また、ある物理量を測定しようとした場合、測定器具が観測対象に影響を与える——例えば、温度測定の場合の温度計は、観測対象に差し入れることによって、対象の温度変化をもたらす——が、これらは、計算によって本来の物理量を推論できる。即ち、古典物理学の場合は、外界諸現象がある一定の形をもつて実存することが前提であった。

量子力学においては、電子や光子は、波動（更には、中性子また、原子、 C^{60} さえも波となって干渉することが明らかにされている）と同時に粒子として存在すると考えられているが、二重スリットの実験装置による二次元検出器を介すれば、実際に観察される一電子の姿は、一粒子として到達点予測不能で——確率として——しか観察されない。これらに対しては「多世界解釈」が行われたりしている。即ち、量子力学においては不確定性原理と言うものが存在して、観察は、観察する側（研究者）と観察される側（観察対象）とが相互作用をなして、一つの結果を生む営為であると考えられている。あるいは、一光子や一電子の帰納法的観察は、確率的な本性と結びついたもので、物事の本質の極めて狭い一点をしか捉え得ないものである。稿者は、パラドキシカルな解釈が出来そうであっても、可能性全ての「有」を含んだ実存——「唯識」的、「禪」的とも言えるべき実存（世界観）——があると考えるが、今は、この問題には深く入らない。

自然科学における帰納法的研究は、主観的、観念的研究の域でないと見るべきものであると言うことは、稿者がたまたま手にした書で、カール・R・ポパーは、述べている¹⁾。また、カール・R・ポパーは、

帰納法的研究は、独我的研究であるとも言う。この場合、帰納法的研究の過程を、前提となる初頭の基礎実験の段階から追試しなければ認識が成立せず、自己の帰納法的探求を満足せしめぬような懷疑主義を指したものであろうと稿者は理解している。そもそも人文科学的研究は、あるいは、人文科学に限らず研究である以上は、根底的に独我的なであろうと思惟するが、この帰納的実証主義が、懷疑的な独我論であると言う把握を、現在の漢文訓読語史研究に対する批判的観点より当て嵌めてみれば、最たるものとしては短絡的な原本実見至上主義などがそれに当たるのではなからうか。旧稿にも記したところであるが、² 閲覽調査が許され、その機会が求められるのであれば一も二もなく原本調査をし、研究者の責任において原本を精査し、その調査結果（実は、その調査が主観的なものであることは右に説いた通りである）を基に立論すべきであるのは当然のことである。理想的基礎資料の確定は、かかる研究行為を目指すべきであること、この事が研究の理想的な姿であることを疑うつもりは毛頭無い。

注意すべきは、かかる理想的調査によつて収集した資料を基に作成された翻字本文や訓読文などに対しての批判の有り様で、これを問題にしたい。他の研究者の研究に対する批判はあつて当然であるし、研究するものの義務でもあろう。しかし、自己の研究（調査認識）のみに対する絶対的信頼―独我―だけが存する批判は、独我的懷疑主義以外の何ものでもない。確かに、個としての認識がある以上、無意識に独我的認識は存在して、否定のしようがないことは、先学の説くところである。³ 即ち、他者の研究に対する批判の原点は、

その独我的批判より生じるものであろうが、その独我的批判より一歩も出ない懷疑に終始しての他者への必要以上の批判。その批判の態度の反省が必要なのではなからうか。また、かかる独我的姿勢は、悪質なる「権威主義」に繋がるものでもあろう。

複製資料や訳文等の存在自体、あるいは、それらの資料に依拠しての研究に対しての、先入見としての懷疑的全面的否定論に關しては、旧稿でも批判したところである。⁴ 漢文訓読語史研究における帰納法的研究の本質が、実に、主観的、観念的であるという極めて初步的認識が容認される基本的本質的立場からすれば、独我的な他者の研究への実際の追試を果たさぬまままでの懷疑的批判は、正に独我的権威主義以外の何ものでもないのではなからうか。

いささか屈つぽくなつたが、稿者の言わんとするところは、一つには、他者の研究に対する批判のまなざし、の持ち方の問題である。現在の漢文訓読語史研究における逼塞感の存在は、右に述べた人文科学の本質に対する誤認、あるいは、帰納的実証研究に対する幻想が根源にある様に感じるからである。

日頃、私淑して止まなかつたT博士の直話で、ご自身は「学問研究不完全論」または「学問研究不完全壁主義」者であると話されたことがある。当然、研究上で意図的に、所謂、不完全とか不完全壁とかを自論む訳ではない。自己の目標は、揺るがぬ完成されたものとしての研究を狙うが、「人間」なるが故に、事後果たし得なかつたことを素直に受け入れ、認めるべきだ、との言だと解している。批判対象たる自己の、あるいは、他己の産物が、正しいとか、間違つていたりとかの、正誤と言つた二元論的な次元の低いレベルの評価、批

判ではなく、残った論文や業績は、その時々の人間の営為の産物だと捉えるべきで、そこにある、所謂、誤謬と見えるものは、研究主体の主観の揺らぎであったり、観念的推論の産物であったりする。研究は、独我的批判が発点における基本的性格として存するのであると捉えれば、その研究業績自体が人間学の研究対象となる研究文化財にほかならない。また、公にされる論文・業績が、「ことば」の真実を抉り正鵠を射たもので、完全完璧なものであるなら、日本語史研究なるものの、ここまでの長きに亙る研究史が構築されて存在する訳がない。

「真実には、謙虚に向かわねばならない」とは、良く耳にする言い回しであろうが、稿者自身を含めて、どれだけの研究者が、自己に対しての事の重大さを認識して行動規範にしているであろうか。即ち、前にも述べた、他者の研究に対して評価を与える時にである。漢文訓読語史研究では、独我的懷疑論たる「原本実見至上主義」の蔓延のために、研究のあるべき本質が曲げられてきた歴史がある。

この弊害は、自己の研究の依拠資料（具体的に、移点までを自己の責任において完遂した資料に拠ったのか、原本瞥見の機会を得、以後の研究は専ら撮影された資料に拠ったのか、あるいは、写真複製に拠ったのかと言った依拠資料の質）を明確にせぬままの論が横行することに直結するのである。稿者自らの反省も含めてであるが、原本に対する接し方の如何を問わず、見たか、見なかつたかと言ったアリの言辭を頼り、調査の質の問題を措いて、単なる瞥見したという事実だけに寄り縋ってきた如くであったのではなから

うか。実見が困難な資料について、自身が実見した事の特権的優位性を示し誇示せんがための権威主義、自己矛盾さえも一向に、念頭にない思考の粗さ、無神経さが学問を歪めて来た様に思う。それ故、複製資料、撮影写真の利用に敢えて触れないという依拠資料の秘匿が公然と行われても来たろう。帰納法的原本実見至上主義の横行は、あるがままの漢文訓読語史研究の質的な矛盾を鈍らせて来たし、時には研究者の成長をも大きく阻害し、あるいは、研究者としての将来を潰して来た様にも思われる。

以上のような偏重した「帰納的実証主義」に対する認識があれば、他者の研究に対する批判の有り様もおのずから明確になる筈であつて、単純、短絡的、感情的な批判はできない筈である。

二、漢文訓読語資料の日本語史料としての否定論について

漢文訓読語史研究の主たる対象資料である訓点資料は、当時の日本語としての再現が、先にも述べた主観の差し挟まれる部分の大きさによつて、日本語史の資料たり得ないとか、かかる主観性の強い資料に拠った漢文訓読語史研究自体が日本語史研究ではないという批判がある。

訓点資料を使った漢文訓読語史は、言語表現として先行する原漢文があるが故に、純粹日本語ではないという理由から、日本語史研究ではないとする立場がある。

変体漢文研究にも同様の憾みがあつて、一音節ずつの言語の再構成が出来ないが故に、日本語資料足り得ないという立場がある。大量に出土する木簡の言語などに対して、万葉仮名文書はともかく、

変体漢文資料は、日本語史研究の資料足り得ないと言う否定論もある。同様に、記録類についても否定的言辭が行われている。

ならば、かかる批判をする向きに問うとすれば、例えば、平安鎌倉時代の日本語を考えるべき資料としてはなにかあると云うのであろうか。平仮名漢字交じり文とか、片仮名交じり文であろうか。あるいは、極論としての平安鎌倉時代日本語の史的・研究不可能論なのであろうか。

日本語史研究完全不可能論に対しては、今、記述すべき明確なこ とばを持ち得ないが、日本語史研究が人文科学として成立し得るの だろうと考えられる根拠は、実に、人文科学が人間の内側に向いた 研究である事に由来しよう。非常に個人的なところから出発して、 人間の普遍的問題を考えようとする学問であると思つてゐる。往々 にして与えられた既成の学問的カテゴリーから歩みだし、進化して 脱構築し、更に再構築して行く、その研究者個人の最初の選択の客 観的な理由など無いのではないだろうか。つまり、「好きだ」から 始めるのである。

学問研究が目的ではなく、他に、名誉欲などの或る種の我欲を満 たさんがための手段としての日本語史研究ならいざ知らず、入り口 は、嗜好の問題、入門期の研究主体の興味を引くか引かないか、と 言つた個人的感性の問題である様に思われる。実は、この個性なる ものに人文科学の——これからの漢文訓読語史研究の「核心」がある 様に思われるのである。

訓点資料研究否定論で、平仮名漢字交じり文や片仮名交じり文に 重点を置く立ち位置での論については、一つは、先に述べた如く、

文字資料としてしか残らない平安鎌倉時代などの過去の言語資料 は、日本語史資料として使うためには、やはり、研究者の主観が排 除出来ない。仮名、漢字については、訓点資料と同様の認識論の問 題となる。即ち、訓点資料や変体漢文資料の資料的価値と平仮名漢 字交じり文や片仮名交じり文の日本語資料としての定位とは、程度 差の問題以上の本質的根拠があるであろうか。また、時代にもよる が、平仮名漢字交じり文研究の依拠資料が、一等の文献文化財とし てあればよい。しかし、校訂本での研究は、本文自体が主観的、観 念的存在でしかないという批判が成立することは先に述べた。

訓点資料の場合の日本語の成立に、日本語以前に原漢文が存する という問題は、漢文訓読語という言語表現の質に関する問題であつ て、確かに決して小さな問題ではない。従来の漢文訓読語史研究に おいて、「漢文訓読語研究」、即、「日本語研究」という暗黙の前提 が存した。即ち、読み下されたものは、まぎれも無く日本語である と言う事実を根拠にした、謂わば、一切の知的判断を経ずになされ た直接的思考である。確かに、首肯できる結論ではあるが、少し、 日本語の表現なるものから、訓点資料における訓読語の腑分けが必 要であろう。和文などの言語表現を考えれば、所謂、白紙に一字一 字を記し、謂わば、自由な想に基づく言語表現が可能で、初回の案 文（諄くなるが、案文段階だけで成立した文字言語資料もあるのは 当然である）にあたるであろう一々の表現では、原漢文が先行する 漢文訓読文のような言語表現上の観念的な制約や、概念的な規制を、 外からは受けない。しかし、訓点資料に現れる漢文訓読語の場合、 特に、語彙などの偏倚を考えれば、制約・規制の存在を端的に理解

ができる——もつとも、和文とても、話題の種類によつての語彙の偏倚は存在するのであるが——。

小助川貞次氏は、氏の研究当初からのライフワークの一つとして、漢文訓読語の、日本語として如何に成立するのかのシステムの探求をされてきているものと認識している。近年の視野は広まって、日本語だけではなく、中国の近隣諸国に探求の矛先を向けられている⁵⁾。稿者には、かかる視野の広さを自身には望めないが、漢文訓読語が日本語として成立する場合の、契機——漢文訓読文を構成するための本質的、必然的要素の由来・過程——を解明してみる必要があるうと考えている。かかる日中二カ国にわたる、複合した文化世界の言語の研究は、漢文訓読語史研究からのアプローチも可能なはずであつて、『日本語史』⁶⁾ という研究カテゴリーをも内包できるような高次の言語生活史——人間学としての文化史研究の構築が可能であるうと思われる。

三、漢文訓読語史研究における同文比較法（一）

——金沢文庫本春秋経伝集解と金沢文庫本群書治要について——

本稿に、同文比較法と言っているのは、今までの漢文訓読語史研究史において、漢文の同一書を対象に、異本間の漢文同文箇所の数、複数の訓読語を比較して差異を見つける手法、または、同一資料に複数加添されている訓読語の異同を問題にした日本語史研究上の方法を指す。

この同文比較の方法は、小林芳規博士が、「平安鎌倉時代の漢籍訓読の国語史的研究」において、書陵部蔵時賢本白氏文集をはじめ、特に、

玉著の後半部分で採られた方法である。実に多くの漢籍訓点資料を博搜され、漢籍訓点資料の状況を俯瞰された。また、同一漢籍の複数の訓点を比較し、異同箇所を導いて、その「異」に解釈を施されたものである。この分析は、声点の形式などの表記の問題にも及んでいる。この「異」の解釈によつて、博士家各家の訓読語の、当時の人々の概念的枠組みを説明すべく、平安鎌倉時代の漢籍訓読語の様態を中心に論じられたものである。

この日本語学史的研究は、日本語学（国語学）の学的カテゴリーに止まらず、日本漢文学の研究世界でも大きな影響を持つて受け入れられて来た。即ち、小林博士の帰納された各博士家の訓読語の違いの特徴と言う、個々の事象の解釈から抽象化された法則性を、演繹的に援用して漢籍の訓点資料がどの博士家に属するものかなどの資料の性格を量る基準として用いられて来もした。その意味では、研究史上での偉大な足跡である。

この同文比較法は、訓読語が同一の箇所には、言語の性格的な差はないと言う前提。また、「異」のある箇所には、言語の性格の異なりが横たわっている筈である。また、異同の整理・解釈によつて言語の差を捉えられる筈であると言う推論によつて裏付けられて採られた方法である。小林博士の著書以後、漢籍の訓読語においては勿論、仏書訓読語の世界でも同じ方法を援用しようとした研究史が有つた。

先学も、また稿者も、仏書訓読語の分析に同様の研究方法を採らうと試みた過去があるが、稿者は、犇犇として整然とした家説があつたらしい漢籍訓読の博士家世界とは別に、仏書訓読語の多くが成立

する寺院世界における訓読語の整理・性格の付与には、かかる方法が十分な成果をもたらさない。この事は、既に、述べたところでもある。⁶⁾

本節では、小林博士の同文比較法の追試を行うことから始めてみる。まず、同じ博士家の関与した同文の漢籍における訓読語の問題を取り上げて見よう。

小林博士は、同じ清原家の家系において生み出された二種の春秋左氏伝訓点資料、即ち、金沢文庫本春秋経伝集解三十巻と金沢文庫本群書治要巻第五・六春秋左氏伝巻中・下との同文的比較を行っている。⁷⁾ 両資料を比較されて、

○(1)金沢文庫本には読添えられた語が、群書治要所収本の同箇所
に用いられない、(2)助字の訓が変更している、(3)副詞の呼応が
変更している、(4)実詞訓の変更、となる。⁸⁾ (『平安鎌倉時代の漢籍訓読の
国語史的研究』一二六八頁)

と帰納されて纏められている。異同の整理により導かれた特徴的な語(法)については、(1)では、副助詞「イ」、助動詞「ラム」、終助詞「ヤ」、「マデニ」。(2)では、「者」字の訓(ヒト↓モノ)、「将」字の訓読法(単読↓再読)。(3)では、「豈……レヤ」↓「豈……ムヤ」、「日」の結び(トイフ↓φ)。(4)では、「オソル」(上二段↓下二段)、和訓↓字音、特殊な和訓↓一般的な和訓。とした各条を掲げられて以上についての例文を示されている。かかる同文比較法によって出現した異同について、小林博士は、

○(略)平安初期特有訓法の大部分が用いられなくなっており、
反面(中略)新語法が伝統的な訓法と並んで用いられている。(同

右・一二七〇頁)

と総括して纏められている。かかる記述に対しての稿者による追試では、(以下の用例は、広島大学日本文学語学研究室蔵金沢本春秋経伝集解の紙焼写真版と、『群書治要一』古典研究会叢書漢籍之部9(平成元年二月、汲古書院)による)

1、華元・羊^返を殺して土に食^去フ。

(金沢文庫本春秋経伝集解・67)

華^一元^羊を殺して土に食ハシム。(群書治要巻第五・5)

2、戦フに及^お(ひ)て「イ、戦(に)及(ひて)日(く)・疇^ト昔(の)「之」羊には子^音政を爲り「同、爲り」「イ、

爲^ト」「イ、爲^トキ」(金沢文庫本春秋経伝集解・68)

戦^返に及(ひ)て日(く)・疇^昔昔ノヒノ「之」羊^訓に

は子政を爲^キキ(群書治要巻第五・5)

など、対照冒頭より、小林博士が施された分類カテゴリー外の異同が出現する。

そもそも、金沢文庫本春秋経伝集解には、並記訓が多見される。並記訓と言うことは、金沢本群書治要の春秋左氏伝の訓読が、一訓に対応するとしても、他は、異なると言う状況が多出する訳である。これらの処理についての具体的方針は示されていない。

3、今日(の)「之」事には我政^返を爲むと(し)て「イ、

爲^トリ」與に鄭の師に入(る)。(金沢文庫本春秋経伝集解・69)

今日(の)「之」事には我政^返を爲ントイ與に鄭の師に入^ル。

(群書治要巻第五・6)

などの例は、記述された項目とは逆に、群書治要の方に副助詞「イ」が現れる例であろうと考えられる。

挙例には、多くを掲げないが、玉著に触れられたこの左氏伝以外の他書の比較の場合と違いこの春秋左氏伝の比較は、小林博士の同文比較法によって辿り着かれた結論の根拠となる一々の生の異同の具体的内実を、全条網羅して分類比較するという形を採られていない。「異」の全体を一条一条のレベルでは掲げ示し対照し説かれている訳ではない。異同と言う意味で注目された条項は、日本語史の観点からある種特徴的、即、古代の副助詞「イ」の減少であるとか、助字の訓法、陳述副詞の呼応など、従来からの一般認識のある如くの訓読語の歴史性を語るキーワードとしての語詞・語法とを恣意的に示され論じられたものであるように解せられる。一般的認識という観点からは説明・解釈を付しての歴史性を示されては、用例1の動詞訓の選択、使役表現の有無に関する異同や、用例2に掲げた動詞訓対名詞訓、文選読みの異同やテンスの助動詞「き」の読添えの有無の異同も、異同の事実として整理上に挙がってくる。共に同じ同文比較法によって差として現れるもので、語学的検討は、先ず形式的な異同は、事象内容の如何に関わらず、等価であると認めることから始めねばならない。同文比較法の異同として挙がってくる事象の各々のすべてを検討対象とすべきで、訓読語の歴史を語りやすい特徴的な語詞・語法の選別的な取り上げ方は、研究者の恣意的認識と先入見の存する主観性に拠るところであろう。即ち、用例1・2についても、その差が訓読語のどんな性格の差によって現れた事象であるのかの説明されねばならない。さもなくば、用例1・

2の異同も論理的には、「平安初期特有訓法の大部分が用いられなくなっており、反面（中略）新語法が伝統的な訓法と並んで用いられている」と説明されたその法則の具体例であると位置づけられることになる。この小林博士の導かれた訓読語変法の法則に包摂されて捉えねばならない事象の例と位置づけられ、解釈されることを論理的には否定することはできない。

単に保留とか不問とかの処置ではなく、例え実字訓の異同であろうが、読添語の異同であろうが、異同として現れてくる全例が、論の出発点においては等価のものであるから、特徴的だと恣意的便宜的に取り上げて説明した後に残った異同例に対して明確な説明が加えられなければ、用例1の動詞選択や使役表現法に拠る否かについても、また用例2の文選読みや助動詞「き」の読添えの異同も、「平安初期特有訓法の大部分が用いられなくなっており、反面（中略）新語法が伝統的な訓法と並んで用いられている」事象の実例であると認めねばならないということである。

仏書の訓読語の異同が多様すぎて、同文比較法の効果を認めがたいのは、実は、これと等しい問題がある。異同として上がってくる等価である「異」全ての事象に目配りして、その全体を如何に体系立て、秩序立てて分類整理して、解釈を施すかが問題で、多様すぎる異同の体系化は、稿者自身の菲才にもよろうが、不可能であると告白せざるを得ない。説ききれない異同例を捨象し、あるいは、保留として棚上げすることなく、異同の差全例を対象に訓読語の性格の違いを語ろうとすることは、現在の稿者にはその能力がないというのが実状である。

つまり、現状は、仏書の同文比較においての多様な異同を、全異同の体系的整理は疎か、異同の内容が多様すぎて分類整理しようとしても、收拾が着かないのが現状で、主観的に選択・選抜した事象を列挙しての傾向性らしきものを指摘して、客観的保証のないまま論じてきたに過ぎないように顧みる。仏書における同文比較法の適用に対して、稿者が懐疑的になった理由は、実は、ここにある。⁸⁾ 即ち、言語的な差を述べようとすれば、主観的な項目―性格を付与しやすしい例―の選択を行わざるを得ず、切り捨てる部分の方が質的にも量的にも多いということなのである。

訓点資料を広く、鳥瞰的に覆って、見取り図を描こうとすることが急務とされた時代において、仮設的な全体傾向の素描を行うことを目的とするなら、同文比較法は有効であるかも知れないが、体系的な整理から複数の対立する訓読語の本質的な違いを求めようとする場合に採るべき研究方法としては、同文比較法の方法論的限界がここにあるように判断する。

以下には、実例を示して右の考えの説明を補足する。先に掲げた時賢本白氏文集での同文比較に関する異同例は、小林博士に拠って列挙されている。即ち、玉著において「異」として記された例は、「異」の全例に目配りされ揃い上げられての帰納的記述結果であると信頼して良からう。同資料における同文比較は、例えば、菅原家訓と藤原日野家訓との「異」の対照が、玉著の九〇六頁から九一八頁に及んで、分類を施した上で掲げられている。この比較対照によって「菅原家の訓読語が漢文訓読調が強く、藤原日野家の訓読語が和文寄りである」と結論される。この相対的な両家の訓読語のイメージは、

以下のような異同の解釈を通じて結論されたものである。例えば、玉著九一二ページに、異同の分類（ホ）として「菅原家訓が訓読語的表現をする語を、藤原家訓は比較的和文的に訓ずる」と分類された項目がある。用例の一二を引用すると、

4、下^ツレ^テ涙^{ナミ}（菅原家訓） 下^{オト}レ^テ涙^{ナミ}（藤原日野家訓）（292）

5、涙垂^{ナミ}（菅原家訓^{大江家訓は}） 涙垂^{オツ}（藤原日野家訓）（381）

の異同を掲げて「涙を下す」「涙垂ル」は字に即した訓である。朱訓の「下す」「垂ツ」は文字を離れた和文的表現である（九一二頁）と解説されている。以下、該書は、「イト（苦）」と言う和文語脈の副詞が藤原家訓に現れる等の説明を積み重ねられて論述が続く。この菅原家訓と藤原家訓の比較の結果を統合して、「右の諸例から考えるに、藤原家の訓法は、漢文訓読という制約を受けながらも、菅原家の訓法に比べては比較的に和文的であるといえる」（九一八頁）と纏められる。稿者の考えようとする訓読語基調と言う捉え方に、対応する当時の人々の持った印象に迫る論述であると認められる。

しかし、特徴的な異同を採り上げての解釈は可能であるとしても、異同は、右の特徴を裏付けてくれる例ばかりではない。この菅原家、藤原家の両家訓の対照には、方向性に例外が、即ち、全くの矛盾としての逆行した対応例が存していることを小林博士自身が明らかにされている。また、特に読添語の異同については、例えば、玉著九一〇頁に掲載の異同例、

6、覺^{ホト}エ不^レシテ心・平^ナ和^{ナリ}（菅原家訓）

心ノ平和ナルヲ覺サ不^レ（藤原日野家訓）（328）

（原文は「不覺心平和」とあるもので、小林博士は漢文を掲げて訓点を付されている）

を例に採れば、この一条の異同には、複数種の要素が含まれる。先ずは、語序の違いである。次に、「覺」字の訓の異同である。この挙例は、分類（口）の「菅原家訓が助詞・助動詞の無い箇所を、藤原家訓ではそれらを読添える」項目に掲げられた例であるが、異同の内実には、以下の如く、複数の要素が存する。語序の異同が関わるので、その連動で実字訓が影響を受けたとする可能性を否定しきれないが、「覺」字を単独に取り上げると、菅原家訓は「オボユ」（ヤ行下二段動詞）が充当され、藤原家訓は「オボス」（サ行四段動詞）とした別語が充当された異同であると考えられる。右に小林博士が比較を総括して、「菅原家訓＝漢文訓読語調が強い」対「藤原家訓＝比較的和文的である」と指摘される対立が結論ならば、全体を体系化して捉えようとする態度からは、例えば、右の「覺」字の訓も、同じ法則性、同じ枠組みで説明されねばならない。

7、官・不求賢（菅原家訓） 官・不求賢（藤原日野家訓）（225）

（小林博士は、「賢」の藤原家訓の読添語に格助詞「ヲ」を補読され、「ヲモ」と言う複合助詞であると見ておられる）

この例の異同も二種が認められて、一つは「官」に対する係助詞「ハ」の有無。今一つは「賢」字の読添語が格助詞「ヲ」であるか、係助詞「モ」または「ヲモ」と言う複合形であるかの異同である。こうした異同の解釈として、結論として法則化された「菅原家訓＝漢文訓読語調が強い」対「藤原家訓＝比較的和文的である」によって解釈されるかと言えば、実証的にはその説明が、誠に心許ないと評価されよう。さすれば、菅原家訓対藤原家訓の訓読語基調としての違いは、傾向的なもの、小林博士が説かれる「特徴的」であると解釈

される事項のみに対する評価でしか無く、訓読語全体に対する訓読語の本質的な違いと言う問題であるよりは、同文比較法は、量的傾向性しか導き出すことが出来ない射程の限られた方法であると言うこととなる。

四、比較する訓読語資料体の規模の設定と記述内容

さて、ここで改めて「訓読語基調」の問題を取り上げる。研究に使用おうとする資料を、どこまでで一体のもの・言語的に一纏まりの研究対象資料とすることが可能なのか否かの判断には、論理的な説明が必要である。何故なら、個別の言語資料を、他の資料と截然と区別する根拠をどこに求めるかによって、描かれる訓読語基調のイメージが異なると考えられるからである。前節の例に従って説けば、小林博士が、実際の対照作業の対象とされた二種の春秋左氏伝のそれぞれの資料的均一性は、各々が、春秋左氏伝という同一、一体の書で、各々清原教隆と言う同一個人が両書の訓読に関与したと言う事情が根拠となるのであろう。あるいは、各々の資料の内部で等しく完結しているものと解せられること、即ち、取り合わせ本などではないことも根拠として良からう。

しかし、問題として金沢文庫本群書治要に収載の春秋左氏伝は、群書治要という訓読語統合体の一部であると言う事実が問題として残る。確かに、本稿でも問題にしている訓読語基調なるものには、どういうレベルで一研究対象資料としての大きさを設定するのかの課題がある。「春秋左氏伝」と言う一書物の性格として群書治要の中でも「春秋左氏伝」に特有の言語体系が存して、他の経書にはな

い「春秋読み」と当時認識されていた如くの特有の訓読語基調なるものが存したと想定されるなら、群書治要の中でも「春秋経左氏伝」だけを特別に切り出して、一言語資料体として明確な理由を以て、小林博士の比較対照された資料の規模、範囲で良いとの論理的理由が付加されるであろう。

がしかし、一方では、一つの研究実践として金沢文庫本群書治要経部（以下の論述にも触れる『書内蔵本群書治要経部語彙索引』へ古典籍索引叢書10、平成八年二月、汲古書院）では、成立事情が等しいとの判断であろうが経部が一具と扱われる）全体の単位で一資料体を設定されて、群書治要経部の巻々が等し並みに扱われて索引が作られている。言語統合体の一つとして群書治要経部を通じて取り上げて分析する事が可能であると言う立場もあり得ると解釈される研究実践である。

この「金沢文庫本春秋経伝集解」対「春秋左氏伝を含んでの」金沢文庫本群書治要経部」と言う単位での対応で比較が出来ると言う視点からみれば、副助詞「イ」も、助動詞「ラム」も、

8、司「城子」[○]罕^上・入^り而^テ哭^スル^イ「之」哀^シ（み）て

（金沢文庫本群書治要巻第七・礼記43）

9、所^ハ謂^ユ・伊^{コソ}人^ニ於^テ焉^カ遣^ハ遙^クスラン（同右巻第三・毛詩267）
終助詞「ヤ」、「マデニ」も、

10、吾^ハか罪^ナレヤ「也乎哉」・吾^レ亡^ク（音）セン「也」

（同巻第五・春秋左氏伝362）

11、三旬^マテ^ニ降^ラ不^ス。（同右497注文）

として「春秋左氏伝」中に現れる。「日」の呼応も、

12、周書（に）日（く）「敢（へ）て鰥^ヲ寡^ヲモ侮^ラ不^ス」トイヘリ。

13、玉を獻スル者、曰ク・「以て玉一人に示スニ玉人^ニ以て寶と爲^ス」
「也」故に敢（へ）て獻ス「之」トイフ。
（同巻第五・春秋左氏伝200）

とした「曰く」の呼応が存する。「者」字の「ヒト」訓も、

14、夫（れ）・國に君タル者は將に民と「之」与に處ランコト

ヲ「將」^{（再讀）}。（同右巻第八・春秋外伝国語318）

と確認されるし、「將」字の単読用法も、

15、將に「於」少^シ西^ノ氏^ヲを討^ヒ（意）セン「矣」

（同右巻第五・春秋左氏伝46）

如く存すると認められる。「オソル」（上二段）も

16、畏^リ而^テ後に慈和（す）。（同右・春秋左氏伝422）

の如くである。群書治要経部には、「春秋左氏伝」をも含んで、複数の用例の出現が確認できる。春秋左氏伝中の用例が掬い上げられないのは、まさに同文比較法なるが故の方法的欠陥―両資料に共に現れて用例が有るにもかかわらず、「異」として存しないために掬い上げられない―であると判ぜられる。さすれば、同文比較という方法だけでは比較二資料における本質的な訓読語の差の印象、つまり、「訓読語基調」が異なるものと認識されて良いかどうかは、甚だ危うい判断にしかならないと言うことになる。訓読語の質の問題ではなく、量的な問題であることも十二分に考え得るところで、出現の多少という傾向性しか明らかには示し得ないものでしかない方法論だということになる。

五、漢文訓読語史研究における同文比較法(二)

—高山寺本論語清原本卷第八・中原本卷第八について—

さて、以下に、もう一つの例として、小林博士の同文比較法を追調査してみる。高山寺には鎌倉時代の論語訓点資料が所蔵されているが、論語卷第八は二種類あつて、清原家の関係資料(以下、清八と略称・全144行)と、中原家の関係資料(以下、中八と略称・全167行)とが存する。小林博士は、玉著において、この二つの資料をどちらかでも取り上げての同文比較は実践されていない¹⁰。小林博士が、玉著で目指されたものは、博士家各家の純粹な家学(家訓・家説・庭訓、即、証本の訓読語)の解明に重きが置かれたものであつたらうと忖度され、この二資料を、純粹なる清原家の家学(家訓・庭訓)や、純粹なる中原家の家学(家訓・庭訓)を伝えたものではないと判断されて排除された処置であらう。所謂、狼藉本と判断されて、求めようとされた各博士家の純粹な特徴的訓読語を解明する資料にならないとお考えで対象外とされたのであらうと判断される。忖度した研究目的に沿えば、極めて当然な処置であると理解できる扱ひ方である。漢籍訓点資料の訓読語を鳥瞰せよとの目的で編まれた書であろうから、現時点においてその研究史を振り返れば、その研究目的達成には、夾雑物を排するのは当然の論理的基点であつたらうと評価される。が、視点を変えれば、事実、鎌倉時代に残された漢籍訓点資料の現物であつて、研究の狙ひによつては、この高山寺藏論語卷第八の両本を取り上げ、論ずることの意味が生まれる。即ち、小林博士が排除された資料をも含めて、鎌倉時代の漢籍訓読語の世界がどのように描き変えられるかとした課題を設定すれば、両

資料に積極的な研究上の価値が付与される¹¹。言語量は決して多くはないが、本試論の対象資料として高山寺藏の二種の論語卷第八を以下に取り上げて見る。

この両本を対象に同文比較法によつて異同を整理する場合、訓読語の質的な異同を求めようとすると、説明可能な特徴的事象のみならず全異同例を取りあげ、体系的な構造を構築して見る必要があることは、先に触れたところである。稿者は、いま、同文比較法によつて帰納的に取り出される多様な事象を、如何に扱えば訓読語の異同全体の体系が構築できるのかの研究方法が見いだせないままでは先に記した稿者の現状である。

異同を網羅して、「異」なる言語事実と認定して、実態を羅列・記述する道もある¹²が、稿者の考える訓読語史研究が、当時の訓読語基調を描いてみたいとする目論見からすれば、帰納的な実態記述段階だけを最終目的にすることは、言語事象の網羅的羅列にすぎないのであつて個別的、平面的な整理・論述に過ぎない。訓読語全体の統合体に対する質的な分析には迫り得ないと考えている。

以下には羅列的な全例の記述を示すことは割愛するが、旧来の如き視点から、全異同例中から訓読語基調を想定する上で旧来の方法に拠つてみる。極めて便宜的であるが、実例の説明に特徴的だと思える事象を恣意的に取り上げて記述してみると、以下の様な例が出現する。なお以下の「則」字の検討は、論語卷第八の正文も注文も比較対象とする。

17、立^ツテルときは則^レチ其ノ「於」前^ズニ參^{シム}然^シタルヲ見^ル「也」

(清八18)

立^タテルときは「則」其ノ「於」前に（參然）タル（を）見^ミ（る）
（中八17）

（中八17）

右の如き「則」字の訓読法の異同は、両資料での対立が顕著で、清八では必ず片仮名「チ」が添えられて、「スナハチ」訓で直読される。

一方、中八には、訓点の加点が一切無く、不読として訓読されていたと考えて例外が無い。即ち、同文比較法によつて指摘される両者の違いは、そのまま、両者の全体に及ぼすことが出来る。両者のかかる対立は、同文比較法を離れて、巻第八巻頭から巻末までを順次確認しても、二資料間での同文比較法での挙例に漏れる例が見出せない。即ち、「則」の訓読全てが二資料間で対立的「異」として掬い上げられて「異」以外の用例が無い。「則」字の訓読は、両者間での訓読語の差異を印象的に特徴付ける対立であると位置づけることが許されよう。かかる見方の論証を補強するものとして、両巻第八の同文比較法による「異」で取り上げられた事例のみならず、同文比較法が採れない清原本巻第七、中原本巻第四を個別に取り上げて帰納しても、清原家本巻第七・八の二巻は必ず直読され、中原本巻第四・八の二巻は不読とされて例外が無い。即ち、両者の訓読語の基底に横たわる事象であると認められる。取りあげたのは「則」の訓読法一事象であるが、同文比較法による「則」の異同の帰納を以て掬い上げられた事象が、そのまま訓読語基調の対照性を示す事象であったと見ることが許されよう。¹³

一方、両論語巻第八の訓読語の異同には、次のような例がある。文末表現の一部であるが、両本において同文比較法で掬い上げられる比較可能な文末助詞「ゾ」の異同例を、以下に総て採り上げてみる。

18、然ナリトイハ多ク學ヒテ「而」識レリト「之」謂フソ
〔不讀音〕「也」（清八10）

然（な）リトイふは多（く）學（ひ）而識（る）を「之」

謂フ「也」（中八9）

19、終（に）成功スコト无キソ「左」无成功キソ「也」
〔不讀音〕
終に成ること无（し）「之」「也」（中八44）

例19は、中八の「无」字に加点がないが、平叙での終止形であろう。

例20は、中八に欠損があるが、「□ス」の仮名が残存しているので、平叙での終止形であろう。右の三例は、清八において文末に「ゾ」が使用されているが、これに対して、中八は活用語の終止形での終止法を採用する。同文比較例には、この逆の例も一例あって、

20、志士仁人其ノ身ヲ愛セ不「左」不ルソ「也」（清八28）
○志^志（志）士^士（志）仁^仁（志）人^人（志）其^其（志）身^身（志）を^を（愛^愛不^不）（也）（中八27）

例20は、中八に欠損があるが、「□ス」の仮名が残存しているので、平叙での終止形であろう。右の三例は、清八において文末に「ゾ」が使用されているが、これに対して、中八は活用語の終止形での終止法を採用する。同文比較例には、この逆の例も一例あって、

例21は、例18から20の三例とは、逆の対応を示す。また、

21、非「議ル」所无シ「也」（清八107）
非「議^議ル^ル」所^所无^无シ^シ「也」^也（中八124）

例21は、例18から20の三例とは、逆の対応を示す。また、

22、黨ハ助「去」ソ「也」（清八48）
黨^黨ハ^ハ助^助「去^去」ソ^ソ「也」^也（中八50）

23、文子武子。悼「去」子平子ソ「也」（清八109）
文^文子^子ハ^ハ武^武子^子・悼^悼「去^去」子^子平^平子^子ソ^ソ「也」^也（中八127）

24、子（の）曰（く）席ソ「也」皆。坐（去）ス。
子（の）曰（く）席^席ソ^ソ「也」^也皆^皆。坐^坐（去^去）ス。
（清八76・正文）

子（の）曰（く）席「也」・皆・坐（去）す「イ、坐リ」

子（の）曰（く）席ソ「也」・皆・坐（去）す「イ、坐リ」

子（の）曰（く）席ソ「也」・皆・坐（去）す「イ、坐リ」

子（の）曰（く）席ソ「也」・皆・坐（去）す「イ、坐リ」

子（の）曰（く）席ソ「也」・皆・坐（去）す「イ、坐リ」

子（の）曰（く）席「也」・皆・坐（去）す「イ、坐リ」

子（の）曰（く）席「也」・皆・坐（去）す「イ、坐リ」

集計すれば、清八に「ゾ」文末は十七箇所（「ゾ+ヤ」一例を含む）、中八には十四箇所（「ゾ+ヤ」一例を含む）（箇所とは、一箇所の文末に複数の「ゾ」文末が現れる場合があるのでかかる単位とした。また、中八の破損箇所に対応する異同三例は加味して居ない）が確認されるのであって、この出現状況からは、更に量的比率の差が縮まって、清八と中八との本質的な対立的言語事象とは認められなるとすべき解釈に落ち着くことになろう。

右に立てた二種の推論（例26・27をもとに清八には「ナリ」文末が盛んで、中八はそれに対して「ゾ」文末を採用するという推論と、両資料には差がないと解釈する推論）は、相対立するものである。ただし、右の二種の推論は、両論語巻第八に対する処理の方法、即ち同文比較法のみを採用して解釈を施すか、異同に関わらず論語巻第八という資料全体の文末表現たる言語事象を帰納、体系化して比較する方法に拠るかという採用した方法の違いによって打ち出される訓読語の像とが異なることを認識しておく必要がある。また、方法的には同じ、同文比較法を採っても、相反する推論が成立する場合がある。異なった訓読語像が描かれる背景には、分析に採用した方法論そのものの違いもあると説いたが、採用した同文比較の方法論によって掬い上げられた異同例を分類整理する場合、整理される異同分類の集合の規模をどこまで広げて一類を設定するか、あるいは、逆に細分化するかと言った研究者側の研究姿勢、訓読語観の違いが横たわっている場合もある。

即ち、同じ方法論である同文比較によって掬い上げられる「異」の用例のみを基礎的根本資料としても、終助詞「ゾ」に関連する全

てを広く等し並みに一括して扱う方向で類を設定し解析すれば、清八が「ゾ」文末を採る例と同じく清八で「ゾ」を採らない例とが併存して現れて、片方の訓読語に偏倚するものではないと解釈されよう。さすれば、かかる「ゾ」文末に関連する事象は、訓読語の異同を説明する事象には成り得ないと判断し、論述において保留するか、検討対象外として除外するかの道を探ることになろう。

同じ同文比較法を採って対象の二つの事象が総て右の場合と重なるとしても、①「ゾ」文末（清八）⇓活用語平叙終止（中八）（逆対応の例外あり）、②「ゾ」文末⇓体言止め（逆対応の例外あり）、③「ナリ」文末⇓「ゾ」文末と三種の集合に「異」を細分化して分類すれば、同文比較法という方法論の範囲内で掬い上げられた例外のない顕著な例は、③の分類が該当すると論じてその方向性を記述しても、同文比較法内に留まる限りでは矛盾が起きることはない。

しかし、同文比較法の限界を自覚すれば、同文比較法のみする方法論を離れて、右の推論を検証する方法がある。それが、同文比較法によって問題として炙り出された事象を、二種の論語巻第八の訓読語全体に還元して位置づけ直してみる方法である。それが次節に説こうとする一統合体の訓読語資料の全体から、体系的整理を経て、複数の資料間の訓読語の質を比較しようとする方法である。

六、同文比較法を脱して

前節までの同文比較法による「異」に拘って解釈を施した言語事象に関しては、量的な傾向の把握を越えては、訓読語の像が描けないことが明らかになったかと思うが、この量的な差を超えた、訓読

語研究上に描くべき訓読語の質的な差は、いかにして描く方途があるのだろうか。

前節は、同文比較法には、方法的限界があると示すことを目的に用例に則して論じてきた。同文比較法のみから脱して、論語卷第八の訓読語全体に亙って一資料の訓読語の体系記述という観点から方法論を吟味して考えてみる必要があることが明らかになったと思う。

以下に示したのは、論語卷第八の全体に目配りした上で、注、文部、分に限定しての文末表現体系の計量的集計である（文末の整理では、最文末一語の集計を行った。また、用例の採用には、並記訓は合点付、または、右傍訓に限定した。また、中八には本文に破損部分が多く、必然的に清八よりも集計対象箇所は少ない）。

高山寺本論語卷第八注文の文末表現

	清八	中八
動詞（終止形）	71	68
形容詞（終止形）	9	9
助動詞		
しむ（終止形）	3	2
む（終止形）	2	1
なり（終止形）	27	24
たり（指定・終止形）	1	1
ず（終止形）	28	24
つ（終止形）	0	1
ぬ（終止形）	3	2

たり（完了・終止形）
り（終止形）

べし（終止形）

ごとし（終止形）

助詞

ぞ

らくのみ

まくのみ

や

体言止め

右の計量的な比較では、同文比較法と言う研究方法では決着の付けがたい、前節に示した可能性、即ち、清八に「ナリ」が多用され、中八に「ゾ」が対応するような量的傾向の見方は、成立しないであろう事が明確に知られる。同一の論語卷第八という漢文の範囲でしかないのも、必然的に大きな偏りは見出せないが、中八の文末表現体系の方が僅かに広く、相対的には清八の数値に若干の量的偏りが認められることが知られる。

ここで、右に残した、論語卷第八の正文の文末体系を整理して、計数を示してみる。

論語卷第八正文の文末表現

	清八	中八
動詞（終止形）	97	93
（連体形）	0	1
（命令形）	5	3

や	か	まくのみ	らくのみ	ぞ	助詞	べし(終止形)	り(終止形)	たり(完了・終止形)	ぬ(終止形)	つ(終止形)	き(終止形)	じ(終止形)	あらず(終止形)	ず(終止形)	なり(終止形)	む(終止形)	しむ(終止形)	助動詞	形容詞(終止形)	
8	6	1	2	2		2	3	6	3	3	2	1	2	2	28	14	3	1	2	14

9	7	0	3	2	0	3	10	3	3	4	2	1	2	0	31	15	0	5	0	3	18
---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	----

かな	体言止め	ことを(倒置文末)
7	1	0
7	4	1

以上の整理の一覧からは、清八と中八との訓読(語)の異同をも含み込んでいるため、同文比較法での「異」が、各用例条項の両資料の用例数の数量的差としても現れていることが理解されよう。また、文末の用語に清八特有語や中八特有語が存することが解る。この特有語とした訓読語の質に関する解釈の付与も、同文比較法だけの研究では「同」部分に両資料に現れる可能性を捨てきれないため埋没してしまう可能性があつて、同文比較法を脱した全文末表現の対比よつて初めて実証性高く論ずることが出来るものであろう。

右の全体系に目を配つた一覧表での整理ではなくて、同文比較法のみによつて掬い上げられる文末表現の異同だけに限定して考えてみようとする場合も、同文比較法によつてのみ掬い上げられた異なる事象を基に、同文比較法で掬い上げられる例について、ある一方向だけの傾向しか示さないと取り纏め統合しても、常に全体の訓読語の中でその傾向性の持つ意味を問わねば、実体的訓読語基調は求められない。即ち、従来の同文比較の方法からはかかる「異」があるのだという記述は可能であるが、それが一資料の訓読語の中で特有な事象か、「同」の部分には共通に出現する事象なのかの調査を経なければ、量的傾向でしかないのか、質的な差異であるのかの位置づけを行うことは困難であつて、常に、研究上の不安が付きまとうこととなる。

右は、数量的な一覧整理のみであるが、文末の表現体系として整

理した場合、出現する文末の表現項目の差異や、用例数から清八と、中八の訓読語文末表現の質的な偏りが、初めて記述されるものであると認められる。つまり、同文比較法においては漠然とした多様性しか示さない各事象が統合されて、同文比較によって掬い上げられた各異なりが、訓読文の表現体系内でのような意味づけが可能なのか、そこで初めて把握されることになる。

七、同文比較法では描き難い一統体中の訓読語の文体差

同文比較法のみによる検討では、描ききれないのが一資料中の文体差の様相であろう。同文比較を、前節に集計した視点の如く、正文と注文に別って行っても、異同の「同」なる部分も問題にしなれば両者の質的差は描けない。

両資料を合わせて、注文の文末は十八語（事象）であるが、正文の文末は二十八語（事象）が出現して、正文の文末表現体系の豊かさを伺うことができる。計数によって現れた全体は、両資料間の訓読語の傾向的差（量的差）の問題ではなく、表現体系の質そのものが異なっていると見ることが出来る。即ち、正文においては、テンス・アスペクトの助動詞「き」、「つ・ぬ・たり・り」、活用語のムードでは終止形終止法・連体形終止法や命令形による終止、モダリティに関する表現体系、終助詞の出現語種や倒置表現が正文文末の特徴として整理できる。その表現性は、注文に比べて明らかに質的に複雑なものとなっていると認めることが許されよう。例えば、倒置表現は、中八に特有な訓読法で、同文比較法によっても拾い出せる事項であるが、両資料の文末表現体系において捉え直せば、用例

は一条のみではあるが、清八では「同」なる部分にも現れない事象で、中八の正文の多様な表現を支える特徴を指し示す指標たり得ることが理解される。

右の文末という視点以外に、同文比較法での異同から出発すれば、例えば、

30、陳。(平)ニ在テ糧絶ヘヌ。(清八5)

陳。(平)に在シテ糧(測)絶エヌ。(中八4)

などは、実字の付訓体系も、待遇表現の視点からの両資料全体の内の体系的検討を経て位置づける必要があると思われるし、

31、非ヲ爲ルカ如キニアラ不「也、(不讀符)」(清八9)

非(音)を爲スルカ如(く)ナラ不「也」(中八8)

など、語形の変化の歴史を内包するであろう例が存し、同文比較法を脱して、かかる視点で清八・中八の訓読語全体を表現体系として、変化語形がどういう意味を持つのかを見直す必要があると考えられる異同事象もある。

同文比較法を新たな研究法開拓の道具(ツール)として位置づけ、同文比較法によつて掬い上げられる言語事象の「異」から研究を出発しようとするのであれば、その同文比較という方法は、今後も漢文訓読語史において十二分に機能する方法であろうと認められる。同文比較法によつて現れた一事象に研究の焦点を絞り込み、一資料の訓読語全体還元して、その一事象に関わる言語事象の体系化を行う糸口を見いだす極めて有用な方法であろう。

その検討を経て、各要素を逐一具体的な資料内に還元して、同文比較法によつて現れた「異」を事象毎に段階化、組織化して、全異

同例の体系的な構築を模索してみる必要がある。質の問題として捉えるには、「異」として整理される個別個別の事象だけの問題を越えて、全体としての訓読語基調が、どのような方向性を持つて対立しているのかを再構築した上で考えねばなるまい。が、果たして、多種多様な異同の統合による再構築が可能であるか否かは、本試論を脱して、今後の方法論の開拓と、実証的実践に委ねられることであらう。

研究史において、一足飛びに鳥瞰的に俯瞰する研究目的が先行したために措いて来ざるを得なかつた量的に寡少な言語事象の例外や、解釈が与えられないがために留保されて触れられることなく切り捨てられた言語事象の一々を掘り起こさねば、従来の研究を乗り越える事は、到底不可能であると思われる。また、同様に研究目的に沿わず切り捨てられてきた訓読語資料の再評価もまた、同様に大きな課題である。即ち、漢文訓読語の概観を描かんがために顧みられなかつた事象を掘り上げ、その訓読語としての意味説明のための方法論を開拓することによつて、従来の鳥瞰図における矛盾を明快に指摘することができようし、またそれによつて今までに描かれてきた漢文訓読語の姿を刷新することも出来よう。

そう考えると、課題としての訓読語事象一々の右のような再検討は、今後に委ねねばならぬところであることが明らかとなる。概観的鳥瞰図の立脚基盤を点検する課題は山積していると見るべきであらう。垂直的深化思考と名付けたが、研究の足下の危うさ¹⁴を乗り越えるためには、従来の説明に矛盾する一事象一事象の検討を丹念に重ねるべきで、一朝一夕では、解決し得ない。地道な視点から、再度、

方法論の点検を行つて積み上げ直すべき研究は、あるいは、限りがないかも知れない。

稿者が設定しようとする仏書の訓読語基調という当時の人間の認識に迫つてみようとする目論み自体も、根本的にかかる概念や研究そのものが成立しうるのか、また、証明が可能な方法があるのかどうかの検証も含めて、今後、一基調と設定する資料の規模の大きさ、レベル（一基調として設定することの可能な検討対象資料の段階的カテゴリ）の問題や、当時の「言語主体の認識」に近づく方法が模索できるのかなど、検証・思索を重ねねばならないと考えている。その意味では、本稿は、正に試論の域をでてはいないと自覚するものである。

おわりに

本稿で稿者が示したかつたのは、今、現時点において俯瞰すれば研究史上採られた研究姿勢は極めて良く理解できるところであるが、方法論の開拓によつて深まることが今後の漢文訓読語史研究の向かう方向であるのなら、今まで研究の必要上、全体像を鳥瞰せんがために除外された言語事象の諸断片、切り捨てられた資料を今一度すくい上げて見る必要があるとうの主張である。先学の研究に学問的な批判を加えることが、漢文訓読語史研究の健全な活性を目指すことになるとうという、謂わば、極常識的なことに属する結論のかも知れない。一言で言えば、新たな方法論を模索して漢文訓読語史研究における「脱構築」を、更には「再構築」を目指すべきであると言ふことである。

同文比較法の立脚基盤となる推論に論理的誤謬があるとすれば、「安易な一般化」と言われるものかもしれない。即ち、同文比較の異同なるものの、「異」なるものは取り上げて強調されてきたが、それが即、訓読語全体に敷衍されてイメージ化されてきた節がある。「同」なるものへの研究の視野の広がり欠落していたのでは無からうか。また、少なくとも「異」として出現する比較実態の多様さを秩序立てるためには、個々の「異」現象を個別に掘り下げてみて、統合化・体系化して、従来の研究を批判的に「再構築」してみる必要があるであろう。

過去の漢文訓読語史研究に、同文比較法が取り入れられたのは、本稿に記した「訓読法の差が現れるはずだ」という「思いつき」¹⁵から始まったものであろう。研究史は、同文比較の方法を、多方面の資料に利用しようとする横への水平的な拡張は見せたが、方法的な欠陥に対する批判が充分ではなかったと思われる。同文比較法で導き出された個々多様な異同全てに目配りして一足飛びには統括的に説明できない以上、その方法的陥穽を自覚する必要がある。その上で、その多様な帰納的記述をもとに、更に作業仮説としての推論を行うべきで、新たな方法論の意図的、垂直的な深化思考への指向が必要である。漢文訓読語史研究における同文比較法を全く否定しようとする訳ではないことは先にも述べた。同文比較法は、多くの断片を産み出す。方法的陥穽に気付かず、その「異」だけで体系的な研究が目指せるとした甘い幻想は捨てるべきであるが、比較によって導かれる「異同」の断片は、確かに、研究方法上の推論を導いてくれる重要な道標であるのは間違いない。

本稿は、同文比較法だけによって一研究を完結しようとしても、見込みとはことなつた非常に大きな陥穽があるという、過去四十年余も批判されてこなかつた同文比較法批判である。

あるいは、かかる問題は、先学の個々人のそれぞれの研究史において、既に自己の中で完結された事なのではなからうかとも思う。その意味では、文章化することにとれほどの価値があるのか極めて心許ない。漢文訓読語史研究に研究の主軸を置かぬ人々からすれば、演繹的にさえ使われてきた四十余年前に唱えられた法則、またそれを支えた方法論の今更の批判は、陳腐で、時代遅れと評されるものかも知れないとも感ずる。

ただ、本稿に意図した、従来の漢文訓読語史研究が立っている立ち位置の、その足元の脆弱さの自覚は常に必要であらう。即ち、論の立脚点たる最も重要な研究資料の信頼性と、その資料を使っての方法論に対する反省が余りにも少なかつたと評価すべきであらう。

新しい言語資料群の発掘と言語実態の記述という研究上の関心は、研究史的に日本語史（国語史）の研究が近代的に展開され始めてからの関心事であつた。稿者の旧稿では、水平的拡張思考と名付けて概念化した¹⁶が、現在のような各所蔵者による所蔵資料に関しての情報公開の風潮が行き渡りつつある研究の現状で、大規模で資料的信頼性の高い新たな日本語史料を発掘して帰納法のみを頼り、言語事実の提出のみに拠って日本語史を書き換えようとする目論見は、最早限りがあるように思われる。

漢文訓読語史研究が今直面している研究課題は、方法論的深化で

あろう。今までの研究史で描かれてきたこと、即ち、言語の変化事実の帰納的記述の域から、さらに進んで文化史を背景とした、あるいは、訓読語という視点から、文化史自体を説明しようとする意図での研究、あるいは、稿者が目指そうとする極めて広い概念での「言語生活史」への関心に進み、垂直的な深化思考というべき方向に向かおうとしている、あるいは、向かうべきであると考えている。

言語事実の歴史変化を把握するために、帰納的記述に最大の価値観をおいた日本語史学（国語学）から、例えば、平安鎌倉時代の漢籍訓読語については、四十数年前に既に、言語イメージや博士家各家の家訓の、言語生活上の意味が問われてきたのは、学史上の小林博士の業績であろう。かかる学史的評価が的を射ているとすれば、博士の描かれた言語生活史の姿を含めて、四十余年の歲月の間に批判する必要があつた。過ぎ去つた過去は措くとしても、今後は、研究者の個々人の立ち位置からの視点での研究の深化を目指して、さまざまな漢文訓読語に纏わる像が描かれ、学問的な主張があつても良いと考えている。

注

1、カール・R・ポパー『量子論と物理学の分裂』（平成十五年十一月、小河原誠・蔭山泰之・篠崎研二訳、岩波書店）。不確定な確率論的な世界については、ポパーは、観察者の介在しない、客観的世界で実存するものであるとしている。

ブライアン・マギーは、『哲学と現実世界』（平成十三年二月、立花希一訳、恒星社厚生閣）第四章・七二頁において、ポパーの科学的方法

について解説している。

科学的方法に関する伝統的な見解においては、次のような段階を順次ふんでいくものであつた。(一)観察および実験、(二)帰納的一般化(三)仮説、(四)仮説を実証する試み、(五)立証あるいは反証、(六)知識。ポパーはこれを次のように変更する。(一)問題（通常は既存の理論や期待の挫折）、(二)解決の提示、いいかえると新理論。(三)その新しい理論からのテスト可能な命題の演繹、(四)テスト、すなわち特に（といつても他のいろいろな方法の一つにすぎないが）観察および実験による反証の試み、(五)競合しあう諸理論のうちからどれを優先的に選択するか決定。

何をもつて一研究とするかが問題とならうが、かかる方法的進展（思索の深化）は、稿者には、人文学においては、一論文単位であつても、これらのスパイラル（螺旋的深化）が存すると捉えている。あるいは、右の整然とした進行過程は、人文学においては、渾然としたもので、みな等価で、同時に存在するものかも知れないと考えるが、漢文訓読語史研究についての思索は未だ半ばである。

2、拙稿「漢籍訓点資料における訓読語の位相と文体―複製資料に依拠した研究を巡って―」（『古典語研究の焦点』、平成二十二年一月、武蔵野書院）。

3、バートランド・ラッセル『西洋哲学史3』（昭和四十五年三月、市井三郎訳、みすず書房）六四八頁。観念論の一類型として「独在論（独我論・solipsism）」を掲げ、「しかしそれらのものをわれわれが認める以前には、それらは認識論のデータではなかったのだ。自分の観察するものからこの程度の推論をすることは、誰もが無反省にやっていることであり、経験を超えて自分の知識を不当に延長することをもちとも避けがたがつているひとびとでさえ、この程度の推論はやるものである。」と記している。赤井清晃氏の教示による。

4、注2拙稿。

5、小助川貞次氏は、例えば、「国際的視点から見た漢字文化圏における漢文訓読についての実証的研究」(二〇〇七〜二〇〇九、科学研究費補助金)などの研究を展開されている。

同氏「東アジア学術交流史としての漢文訓読」(『富山大学人文学部紀要』第51号、平成二十一年八月)。

6、拙著『平安鎌倉時代漢文訓読語史料論』(平成十九年二月、汲古書院)。

7、小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(昭和四十二年三月、東京大学出版会) 第五章第四節。

8、月本雅幸「大唐西域記の古訓法について」(『国語と国文学』第五十七巻十二号、昭和五十五年十二月)。

同「因明論疏の古訓点とその伝承」(『訓点語と訓点資料』記念特集、平成十年三月)。

同「古訓点の改変について―藤原頼長加點「因明論疏」をめぐって」(『国語と国文学』第八十五巻第八号、平成二十年八月)。

月本雅幸氏は、右の御論文等において、早くから、仏書の訓点資料における訓読語の様態は、小林芳規博士が説かれた漢籍の様態の場合と異なり、系統自体があり得るのか、十二世紀にも、新たな下点(白文を自らの訓読語体系を用いて、独自に読み下す場合とか、先行の訓読語を独自に改変して訓点を施す)することが有ったという具体的事例を報告されている。この時に使われている方法が基本的には、同文比較法であろうと忖度する。

稿者も、十二世紀の下点の実例として、漢籍系である医心方天養二年(一一四五)点の初加點である藤原日野家行盛の訓点は、伝統にこだわれぬ当時の訓読語に基づいて、独自に加點したもので、それを医家丹波家の丹波重基が、丹波家の家訓によって添削した資料であろうと推論したことがある(拙著『平安鎌倉時代漢文訓読語史料論』第一章第五節、平成十九年二月、汲古書院)。

9、拙稿「高山寺藏金剛頂瑜伽經寛治二年点の訓読法―訓点資料における文末表現体系記述の試み」(『高山寺典籍文書綜合調査団研究報告論集平成二十一年度』、平成二十二年三月)で問題とした、一具の書の内容漢文の質の差などが原因となる文体的偏倚は、ここでは、問題としない。

10、比較のための依拠資料は、『高山寺古訓点資料第一』(『高山寺資料叢書第九冊』、昭和五十五年二月、東京大学出版会) 登載の訓読文と写真版とによる。稿者は、原本は、高山寺において瞥見の機会を得ただけである。

比較において、例えば、資料叢書の訓読文に、以下のような異同がある場合がある。

○。俎ト一。豆モノ「之」事ハ則チ管ムカシヨリ聞キキ「之」[矣]

(清原本論語卷第八・3)

○(俎豆之事則管)聞(ク)「之」(中原本論語卷第八・2、清原本に比較して、破損が多い。用例の()は、破損を示す。)

右の比較例において、「聞」字が問題となる。中原本論語の「聞」字に付された仮名点「キ」は、動詞「聞く」の語幹とも、活用語尾とも、助動詞「き」の終止形とも解釈可能で、外部的な徴証を援用しなければ、推定できないので、これら場合は、異同の確例とはしない。

11、拙稿「鎌倉時代漢籍訓読における訓読法の一実態―高山寺藏論語卷第七・卷第八清原本を例として」(『平成二十二年度高山寺典籍文書綜合調査団研究報告論集』、平成二十三年三月)。

12、注7文献においては、異同の記述を項目を立てて示されている。例えば、某家の訓読語が、漢文訓読語調が強い言う判断は、記述の全体の要素の体系化を経たものではなくて、特徴的事項を綴られ、傾向的な印象として示されたに過ぎないと評価できよう。

13、小林芳規博士は、この対立事象の内、清八の直読訓「スハナチ」は、仏書読みとの混入であると解釈されたものと思しい。「則」字の直読は、

朱子の新注で採られた特徴的訓読語法だとの認識があるが、別に、室町時代以降のものでは、必ずしもないと見るべきである。

14、注2拙稿。

15、帰納法とも、演繹法とも異なる「アブダクション」と呼ばれる思考法のこと。直知。直感。

16、注2拙稿。

〔付記〕

広島大学大学院文学研究科の赤井清晃氏には、ご自身の時間を割いて、稿者の愚問に親身にお答えを戴いた。現職で得た巡り合いに心からの幸せを感じている。記して愛すべきお人柄に深謝申し上げます。

この文章を極端に左右に振って読まれると、帰納的実証主義の否定論とも読まれかねない。本稿の目的は、帰納的実証法の無批判の信奉への批判であり、実際の自己の研究に、アブダクションと演繹法が、必然的に含まれているもので、これらの推論がなければ、研究そのものが成り立たない。即ち、構築や脱構築が出来ないことを自覚して漢文訓読語史研究の方法論を模索すべきであると主張しているだけの文章である。また、一研究者の研究のあり方に、帰納法とアブダクション、演繹法とが切り離せない状態で混在している、あるいは、補充しているとすると、研究者の個性に拠って、螺旋的深化とは言え、研究者個々人の帰納法とアブダクションと演繹法との間の振幅は異なるものであろうから、ここに、研究者の「激」たる個性の重要性と、漢文訓読語史研究の方法論開拓の余地があると考えられる。